

「あき家×地域活性化」

～あき家・あき店舗活用コンペティション事業～

応募要領

配布期間：平成30年3月26日（月）～6月29日（金）

応募期間：平成30年6月1日（金）～6月29日（金）

泉大津市
都市政策部 建築住宅課

TEL：0725-33-1131 FAX：0725-22-6040

E-mail：kenchikujuutaku@city.izumiotsu.osaka.jp

1 事業趣旨

あき家やあき店舗（以下、「あき家等」という。）は、適正な管理がされていないと近隣の生活環境の悪化を招くだけでなく、地域コミュニティやまちの活力の低下につながります。

本事業は、本市にあるあき家等を優れた地域資源として活用し、起業の支援を行い、地域の活性化を図るものです。

この事業から新たなあき家等の利活用のモデルが多く提案され、市民のみな様があき家について考えるきっかけとなっていたいただければと期待しています。

2 募集概要

(1) 募集の内容

あき家等を活用した新たな交流を創り出す提案を求めるコンペティションを実施します。**優秀賞1点の表彰を行い、提案内容を実現するために必要な経費の一部、最大250万円（上限）を補助します。（※補助名称：泉大津市あき家等活用モデル事業補助金（以下、「本補助金」という。））**

提案の内容は、次のいずれも満たすものを対象にします。

- ① 泉大津市内のあき家等を活用すること。
- ② 泉大津市の経済の活性化につながる取組みであること。
- ③ 市外からの交流人口の増加につながる取組であること。
- ④ 地域のコミュニティの形成に資すること。
- ⑤ 泉大津市内を本店所在地として法人登記すること、又は個人事業として泉大津市内を住所地として開業届を税務署に提出すること。
- ⑥ 本補助金のほかに、泉大津市、国、大阪府及びそれらに準ずる団体から補助金を受けていないこと。

■事例

- ・ 市民を雇用する企業活動
- ・ 地域の魅力を活かしたギャラリー
- ・ 域外の人と地域の人が交流できるコミュニティスペース
- ・ 旅行者などを対象としたゲストハウス
- ・ こども食堂を併設したカフェ

(2) 事業期間

本補助金の交付決定の日から平成31年2月28日（木）までに改修工事を完了し、平成31年3月15日（金）まで完了実績報告書を提出すること。

(3) 応募資格

次のいずれの要件も満たす**個人又は団体**を対象にします。

- ① 現に営業を行っていないこと。
- ② 社会貢献等の目的を持って事業を実施すること。
- ③ 10年以上継続して事業を実施する意思があること。
- ④ 政治活動及び宗教活動を目的としないこと。
- ⑤ 市税の滞納がないこと。
- ⑥ 暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。

(4) 交付対象の物件について

本補助金交付対象のあき家等は、下記のすべての要件を満たす物件とし、申請者自身で準備してください。

- ① 泉大津市域内に存するあき家等であること。
- ② 現に人が居住せず、原則として1年以上使用していないこと。
- ③ 本補助金の交付の対象となる工事等（以下「補助対象工事」という。）に、現に着手していないこと。
- ④ 補助対象工事と同一の箇所の工事等に対して、申請日以前に国又は地方公共団体から補助を受けていないこと。
- ⑤ 国又は地方公共団体が所有する建築物でないこと。
- ⑥ 交付対象物件の所有者が事業を理解し、申請者が補助金の交付決定後速やかに補助対象工事に着手し本補助金の交付後10年以上継続して交付対象物件を使用することを約していること。

(5) その他の条件

本市又は関係機関等の取材・掲載について協力すること。

3 選考について

(1) スケジュール

年月	スケジュール	
平成 30 年 3 月 ～6 月	募集	募集要領・応募用紙をホームページにて掲載 3 月 26 日（月）～6 月 29 日（金）
	応募相談	4 月 2 日（月）～6 月 15 日（金）
	応募受付	6 月 1 日（金）～6 月 29 日（金）
7 月	一次審査(書類審査)	7 月上旬
	審査結果の通知	7 月上旬 一次審査結果通知
8 月	二次審査(プレゼンテーション)	8 月上旬
	コンペ受賞者の発表	8 月中旬 受賞者の発表
9 月	補助金交付申請手続き	補助金交付決定通知
	補助対象工事等の実施	※通知書を受け取ってから、改修工事に着手できます。
平成 31 年 2 月 3 月	補助対象工事等完了	2 月 28 日までに補助対象工事等を完了する必要があります。 3 月 15 日までに完了実績報告書を提出する必要があります。
	完了実績報告	補助金額確定通知
	補助金交付請求	補助金の交付

(2) 審査方法

- ① 一次審査 書類審査にて行います。
- ② 二次審査 公開プレゼンテーションを踏まえ審査を行います。なお、公開プレゼンテーション

は、一次審査の書類審査を通過したものを対象とします。公開プレゼンテーションの時間は、約50分（質疑の時間を含む。）を予定しています。

(3) 審査基準

以下の基準において、総合的に判断します。

- 【適 格 性】 提案内容の基本的な考え方が、本市の抱える課題について理解したものとなっているか。また、市外からの交流人口の増加につながる取組であるか。
- 【公 益 性】 地域の活性化に寄与するものか。地域課題等の解決に効果があるか。市民に広く周知するものとなっているか。
- 【実現性・継続性】 事業費と事業内容の整合性が図られ、実現する見込みがあるか。10年以上事業を継続する見通しがあるか。
- 【先 駆 性】 提案内容が今後の展開を期待できるものか。先進的なものとなっているか。
- 【費用対効果】 コストと効果のバランスは適正なものか。
- 【地域との融和性】 事業を実施する地域との融和性は取れているか。

4 応募書類について

(1) 申請書類

以下の応募書類を作成し提出してください。なお、様式は泉大津市ホームページからダウンロードしてください。

① 応募申請書類

	書類名	内容	様式
1	表紙	申請者名等	第1号様式
2	申請書	申請者の連絡先、事業に携わるメンバー、これまでの活動実績等	第2号様式
3	活用するあき家等の概要書	あき家等の所在地・基本情報	第3号様式
4	同意確認書	あき家等の所有者の同意※	第4号様式
5	誓約書	申請者の誓約書	第5号様式

※建築物と土地の所有者が異なる場合は、両方の同意確認書を提出してください。

② 企画提案書類

	書類名	内容	様式
1	提案書	事業の目的、事業内容、管理・運営体制、付近見取図、提案図面などを、図面、図、写真等を用いて記載して下さい。	第6号様式
2	スケジュール	事業のスケジュール	第7号様式
3	収支計画書	事業の収支計画書（想定）	第8号様式

③ 添付書類

	書類名	内容
1	改修事業に係る見積書	第8号様式に記載する根拠となる見積書
2	改修工事設計図等	改修工事設計図等
3	あき家等の写真	あき家等の全体との内利用を予定しているスペースなど

(2) 応募方法

- ① 応募相談応募される前に、応募書類の書き方などについて、質問や相談を受付けます。
相談期間：平成30年4月2日（月）～6月15日（金）9時～17時（土日祝日は除く）
- ② 応募受付申請書類一式を期限内に下記の場所まで御持参ください。郵送も可としますが、その場合は配達証明でお送り下さい。なお、応募期間の最終日は、17時までの必着とします。
また、E-mail、FAXによる応募は受付けません。

(ア) 注意点

- ・提出いただいた書類は返却いたしません。
- ・提出後、書類内容の訂正はできません。
- ・受付時に申請書類に大きな不備があった場合、受付できないことがあります。

(イ) 受付場所

泉大津市 都市政策部 建築住宅課（市役所2階）

〒595-8686 泉大津市東雲町9番12号

TEL：0725-33-1131

5 「泉大津市あき家等活用モデル事業補助金」について

優秀賞の提案事業に対して、提案内容を実現するために必要な経費の一部を最大250万円まで補助します。補助対象は、提案されたあき家等の改修工事等の費用です。

(1) 補助対象工事等

- (ア) 補助対象建築物に係る設計・監理費
- (イ) 台所、洗面所及び便所の改修費
- (ウ) 給排水、電気及びガスの設備の改修費
- (エ) 内装の改修費（壁紙、床の仕上げ等）
- (オ) 外装の改修費（屋根、外壁等）
- (カ) 耐震性を向上させる工事費（土台や柱等の修繕など）
- (キ) 事業の実施に必要となる造作工事費
- (ク) 事業の周知に係る費用
- (ケ) 家財道具等の撤去費
- (コ) その他、市長が必要と認めるもの。

※施工業者は市内に所在地を有する法人又は個人事業者であること。ただし、申請者が自ら施工する場合はこの限りではありません。

※申請者が自ら施工する場合は、材料費を、補助金の対象経費とします。

【対象とならない経費】

- ・売買契約又は賃貸契約に関する仲介料、敷金、礼金等
- ・火災保険料等
- ・建築物の維持管理費等
- ・外構工事費、自ら改修工事を行う場合の工具類の購入費

(2) 補助金の交付の流れと事業実施時期

「泉大津市あき家等活用モデル事業補助金交付申請書」に必要な書類を添付し、提出していただいた後に、審査後、「泉大津市あき家等活用モデル事業補助金交付決定通知書」を送付します。補助金交付決定通知書を受け取った後、改修工事に着手できます。補助金交付決定通知書の送付は、9月中旬頃の予定です。また、補助対象工事等がすべて終了した後、速やかに「泉大津市あき家等活用モデル事業補助金実績報告書」と必要な書類を添付し提出していただきます。審査後、「泉大津市あき家等活用モデル事業補助金確定通知書」を送付します。補助金確定通知書を受け取った後、「泉大津市あき家等活用モデル事業補助金交付請求書」と必要書類を添付し提出してください。補助金を指定口座に振込みます。

よって、一旦全額を、申請者で負担していただく必要がありますので、ご注意ください。